

令和2年分の給与所得者の扶養控除等申告書について

令和2年分給与所得者の扶養控除等申告書（以下、扶養控除等申告書と略します。）が国税庁HPにて公表されました。

扶養控除等申告書は最初の給与の支払いを受ける日の前日までに会社を経由して納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。そのため、令和1年の年末調整の時に会社が回収するのは令和2年分の扶養控除等申告書となります。

「給与所得控除額の10万円引き下げ」及び「基礎控除の10万円引き上げ」

働き方の多様化を踏まえ、特定の所得区分のみ適用される給与所得控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に負担調整の比重を移していく改正がされました。それに伴い源泉徴収税額表が変更されることとなります。

「各種控除の対象となる親族の所得金額要件引き上げ」

また、令和2年分以降の所得税について、配偶者控除や配偶者特別控除等の各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得要件について、それぞれ10万円引き上げられることになりました。

「単身児童扶養者の欄の追加」

平成31年の地方税法の改正により、単身児童扶養者への個人住民税の非課税措置が創設されました。これは、子どもの貧困のため公的な児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置です。

非課税規定の改正については、令和3年1月1日施行とされています。しかし個人住民税の非課税措置の対象を追加するためには、市町村が納税義務者を非課税措置の対象となるか否かの情報を事前に取り得ることができるようにすることが必要です。そのため扶養控除申告書の改正は令和2年からになります。

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族 (平17.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの親	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	令和2年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
	1				平 全 年 中 の 得 金			円
2				平 全 年 中 の 得 金			円	
3				平 全 年 中 の 得 金			円	
単身児童扶養者	<input type="checkbox"/> 該当する場合には左記にチェックを付けてください。	児童扶養手当 証書の番号	生計を一にする 児童の氏名	左記の児童の 所得の見積額			異動月日 及び事由	

「令和2年からさらに複雑化する年末調整」

所得税に係る扶養控除等申告書の様式変更は、平成30年税制改正による変更です。

令和2年の年末調整からは「給与所得者の配偶者控除等申告書」が平成30年改正をふまえて「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に変わることになります。

令和2年が始まるより前に、平成30年の税制改正を再度見直すことも有効だと思います。